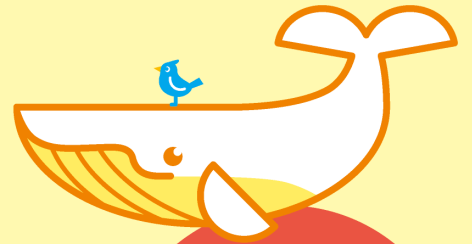




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



# Legal Support Press

2015年

Press

Vol.11

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集  
後見人の死後事務  
における留意点

特別寄稿  
成年被後見人・被保佐人の  
公務員就任権欠格条項の合憲性



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート



## 成人被後見人・被保佐人の公務員就任権 欠格条項の合憲性

同志社大学法科大学院 教授  
竹中 勲氏

京都大学法学部卒業。同大学院法学研究科博士課程修了。京都大学博士(法学)。京都大学法学部助手、神戸大学教養部講師、助教授、ペンシルヴァニア大学ロースクール客員研究員、京都産業大学法学部教授、ストックホルム大学法学部客員研究員を経て、2004年4月より現職。2010年10月-2011年10月 Stetson大学ロースクール客員研究員。著作物:『憲法上の自己決定権』(成文堂 2010年)

### ① 新しい成人後見制度と欠格条項の残置

一九九九年に介護保険制度と同時にスタートした(新しい成人後見制度)は、それまでの禁治産・準禁治産制度を改め、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を旨として、「ないし」「自己決定の尊重、残存能力(現有能力)の活用、ノーマライゼーション等の改正理念」に基づき設けられたものである(小林昭彦・原司『平成二年度民法二部改正法等の解説』七頁、三四頁(二〇〇二年)、松井秀樹『後見人の行動指針』の提言について(二〇一四年五月二二日)、同「We have a dream.」私達は「一つの夢を、もっています。」リーガルサポートプレス八号(二〇一四年二月)。禁治産・準禁治産制度の下で設けられていた欠格条項は新制度のスタートに際し見直されるべきものであったが、なお、多くの欠格条項が存置・残置された。

### ② 成人被後見人の選挙権・被選挙権欠格条項

成人被後見制度を借用する欠格条項の最たるものは、成人被後見人の選挙権・被選挙権欠格条項(公職選挙法二条二項二号)であった。一九四七年施行の日本国憲法の下で、この規定を憲法違反とする憲法学説はようやく二〇〇九年にみられるに至り(拙稿「成人被後

見人の選挙権の制約の合憲性」公職選挙法二条二項二号の合憲性」同志社法学六二巻二号三五頁以下(二〇〇九年)など)、そして、二〇一三年の東京地裁判決(東京地判平成二五年三月二四日判例時報二七八号三頁)は、同一号は憲法二五条等に違反するとの違憲判決を下した。国会は公職選挙法の改正を行い、同一号は削除され、成人被後見人は、二〇一三年七月七日に行われた参議院議員選挙において、主権者として憲法上の権利である選挙権(憲法二五条)を行使するに至った。

### ③ 成人被後見人・被保佐人の公務員就任権欠格条項

そして、次の重要課題の一つとして、知的障害をもつ当事者・家族・支援団体(リーガルサポート等)や民事法学・成人被後見法学(上山泰教授等)から指摘されているのは、「成人被後見制度を借用して成人被後見人・被保佐人の公務員就任権を剥奪する欠格条項(地方公務員法二六条二号等)」の問題性である。

が、戦後の憲法学は、この欠格条項の合憲性についても個別具体的検討を怠ってきた。きらいがあることは否めない。筆者は、二〇一五年にこの欠格条項は違憲であるとする私見(試論)をあえて公にしたが、なお、資料的覚え書きにとどまる(拙稿「成人被後見人・被保佐人の公務員就任権の制約の合憲性」国家公務員法三八条二号・四三条・七六条および地方公務員法二六条二号・二八条四項の

合憲性」同志社法学六七巻二号二〇三頁以下(二〇一五年六月三〇日発行)。

私見の立論は、公務員就任権の根拠規定に関する憲法二三条説(「参政権的権利説」)、憲法二二条二項説(「職業の選択の自由」説)のいずれにおいても、現行の国家・地方公務員法が採用している手段(つまり、自己の人生計画として成人被後見制度を利用し被保佐人等になった成人者について、一律画的に公務員試験受験資格を剥奪し、既に在職中の職員についても個別的判定を経ることなく自動失職とするという一律画的な制約手段)は、職務(公務)遂行能力の個別的判定によるという、より制限的でない代替的手段(LRA = Less Restrictive Alternative)が既に設けられている(地方公務員法二八条二項等)以上、過度の制約として違憲となり、また、同法一六条二号等の欠格条項の立法目的・制約目的が「公職(公務)遂行能力を欠く一般職公務員を除外すること」にあるとして仮に正当とされた場合にも、同目的とこの一律画的な制約手段との間には合理関連性がなく違憲とならざるをえないとするものである。

### ④ 吹田市職員被保佐人自動失職違憲訴訟の提起

前記拙稿の「おわりに」において四つの検討課題をあげ、「④憲法訴訟(違憲訴訟)の提起は判断能力が十分でない成人者(や家族)のプライバシー権の制約(放棄)を伴わざるを

得ないため、訴訟以外の実効的な非司法的救済方法を探求すること」の必要性を指摘した。が、その後、偶然にも、二〇一五年七月二四日(金)に、吹田市職員被保佐人自動失職違憲訴訟が大阪地裁に提起された(原告塩田氏。東奈央はじめ二名の弁護士)。

この英断に敬意を表するとともに、本件憲法訴訟を冷静に支援する立場から、さらに憲法学的検討を深めたいと考えている。

### ⑤ 判断能力が十分でない成人者の人権保障と自己決定支援・自己人生創造希求権

知的障害をもつ人や認知症の人など「判断能力が十分でない成人者」も、日本国憲法にいう主権者であり、基本的な人権の享有主体であり、必要な場合には他者(家族・友人などの私人や行政などの公権力)の支援をうけつつ、自分のその人なりの人生(自己人生)をつくりあげることが希求し模索する権利(自己人生創造希求権)を有する(憲法二三条)。

今後のあるべき成人被後見制度を構想するに際しても、このことが銘記されるべきであろう。たとえば、最近ひんばんに使用される「意思決定支援」の用語(たとえば、「総合的な意思決定支援に関する制度改善を求める宣言」二〇一五年一月二日・日本弁護士連合会第五八回人権擁護大会(千葉・幕張))についても、この用語、「意思決定支援」自己決定

(本人による意思決定)の他者による支援には、自己決定と他者決定との緊張関係が内包されていることに留意し、「支援がまずありき」ではなく、その人の人生(自己人生)がまずあり、必要な限度においてその人なりの人生の展開を促進する限りにおいて(さりげなく)支援する方法を考案することが肝要であるということを確認しておきたい。「認知症七〇〇万人」当事者が拓く新時代(二〇一五年二月四日(土)・東京国際フォーラム)で当事者が述べた言葉「私たちが求めているのはサポーターではなくパートナーなのです。(パートナー)さりげなくよりそってくれ、時には一緒に行動を楽しんでくれる人」の意味である「」を重く受け止めたい。

地方公務員法	<b>【欠格条項】</b> 第十六条  次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 第一号  成人被後見人又は被保佐人
	<b>【降任、免職、休職等】</b> 第二十八条  第一項  職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 第四項  職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。
国家公務員法	<b>【欠格条項】</b> 第三十八条  次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。 第一号  成人被後見人又は被保佐人
	<b>【受験の欠格条項】</b> 第四十三条  第四十四条に規定する資格に関する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。
	<b>【欠格による失職】</b> 第七十六条  職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。



## 後見人の死後事務における留意点

リーガルサポート  
岡山県支部  
秀岡 康則

成年被後見人等(以下「本人」という。)

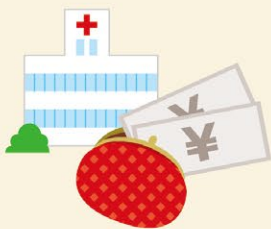
の死亡によって後見等は終了し、成年後見人等(以下「後見人」という。)の事務も、原則として終了する。いわゆる死後事務については、民法870条に、管理の計算を2か月以内にする必要があるとの定めがあるくらいで、あとは、後見人は、相続人に管理財産を承継してその事務を終了する、というのが、法の建前である。しかし、それでは相続人が存在しない本人や例え相続人が存在したとしても協力を得ることができない本人の後見人に選任されている者は、死後の事務において少なからず事務処理に支障をきたしていると言っても過言ではない。本稿では、主だった問題点を取りまとめた上で、現在協議されている「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」要綱(以下、「要綱」という。)についても若干ふれてみたい。

### ① 入院代の支払

病院に入院中の本人が死亡した場合、本人死亡後に後見人に対して入院代の請求があることは少なくない。法的には本人の未払の債務が残っていた場合には、相続人に債務が承継

されることとなり、相続人がいなければ相続財産管理人によって清算手続きが行われるので、後見人は支払をする義務はない。しかし、入院代を支払わないということは遅延損害金が発生することとなり、急迫な事情がある場合には後見人は必要な処分をしなければならぬことになっていることから(民874条・民654条)、相続人がいてもすぐに支払をすることができない場合、相続人がいても連絡先が不明な場合、相続人がいなくて相続財産管理人選任までに時間がかかる場合等については、急迫な事情がある場合として後見人は入院代の支払に対応することにならざるを得ない。なお、急迫な事情の解釈については、家庭裁判所の取扱いでも柔軟に考えられているようである(別冊判例タイムズ36 後見の実務)。

ところで、要綱では成年被後見人が死亡した場合に必要なときとあり(補助、保佐の場合は記載がない)、成年被後見人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することが出来るまでの間、成年後見人は相続財産に属する弁済期が到来している債務の弁済をすることができると



法律上、どこを探しても遺体の引取義務が誰にあるのかについては明確な規定はない。相続人が喪主か祭祀承継者に遺体の帰属があるとの見解が出されているようだが、遺体の引取義務(所有権の帰属)に関する議論にかかわりなく実務上は、慣習等によって相続人、喪主、祭祀承継者等が遺体の引き取りをしている。当然、後見人は本人死亡によって後見事務が終了するので、遺体の引取義務はなく埋葬の義務もない。そのため、本人死亡後後見人は、本人の相続人に通知をし遺体の引き取りをお願いすることを原則的な対応とし、例外的に本人に相続人がいない若しくは相続人が協力してくれない場合にはやむを得ず後見人自身が遺体を引き取り、葬儀、火葬まで執行している場合がある。

ところで、墓地、埋葬等に関する法律第9条には、「死体の埋葬又は火葬を行う者がなるとき又は判明しないときは、死亡地の市町

### ② 遺体の引き取り

報告  
1  
大阪発

## 「地方公務員の欠格条項訴訟」傍聴レポート

### ① 塩田さんの復職を応援する集会

集会は、9月23日午後、吹田市文化会館で開催されました。参加者は約70名で、障害者の方も多数参加されており、この訴訟の関心の高さが伺われました。

最初に、弁護団から裁判の状況についての報告がありました。原告の塩田さんには生まれた時から知的障害と自閉症がありましたが、大学を卒業し平成18年からは吹田市役所の公務員として働いてきました。しかし、塩田さんは、キーパーソンであった父親が余命宣告を受けたことと吹田市の職員のアドバイスがあったことから、家庭裁判所に保佐開始の申立をすることにし、平成23年4月に保佐開始の審判を受けました。ところが、吹田市は、「保佐」が公務員の欠格条項に該当するとして契約更新を拒否し、その結果、塩田さんは吹田市の公務員の地位を失ってしまいました。そこで塩田さんは、職員の地位確認や未払い賃金の請求を求め、平成27年7月24日大阪地方裁判所に提訴を行いました。請求の内容は、①原告が現在も



吹田市の職員という地位にあることの確認請求、②吹田市職員にあることを前提にした未払い賃金請求、③慰謝料請求(国家賠償請求)の3つです。原告側は、「公務員として働く権利は重要な人権である。財産を管理する能力と公務を遂行する能力は全く別物であるにもかかわらず、地方公務員法は、被後見人や被保佐人を一律に排除していることから憲法違反である。」という主張をしています。

集会はその後、塩田さんご本人のトークや、全国からの応援メッセージと移っていき、次第に盛り上がりを見せていきました。そして、最後に東俊裕弁護士の「障害者権利条約と欠格条項」というテーマでの講演で幕を閉じました。

### ② 第1回口頭弁論期日

第1回の口頭弁論は、大阪地方裁判所809号法廷で行われました。午後1時10分からの予定でしたが、なんと開廷が45分も遅れるというハプニングがありました。傍聴席に車椅子が入れず、備え付けの椅子を取り外す作業に手間取ってしまったのです。しかし、弁護団側は、あらかじめ裁判所に「車椅子の方が全国から傍聴に来るので、事前に準備をしておいてください」とお願いをしていたそうですから、なんと情けない裁判所の怠慢ではあります。まあ、それはさて置き、今回の口頭弁論では、原告塩田さんご本人の意見陳述があり非常に注目していました。塩田さんは、公務員にずっと憧れていたこと、仕事に誇りを持って取り組んでいたこと、仕事を失った時とても悲しく



悔しかったこと、そして今でも市役所で働きたいと思っていることなどを、はっきりと、かつ明瞭に語られました。それは、塩田さんの想いが詰まった心の響きであり、傍聴席で聴いていた全ての人々が厳粛な気持ちでこれを受け止めていました。次回の口頭弁論期日は平成27年12月21日(月)午後2時から大阪地方裁判所809号法廷で行われる予定です。お時間のある方は傍聴に参加してみたいはいかがでしょうか。(い)



村長が、これを行わなければならない」と定めており、相続人がいない場合や相続人がいても協力してくれない場合等については、死亡地の市町村長が対応すべきとも考えられるが、各市町村での対応は消極的であり本人死亡後に本人の遺体の引取に長期間をかけることができない状況からみれば、後見人による緊急的な対応を求められている。

このような状況の中で、要綱では成年被後見人(補助、保佐の記載はない)の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為については、家庭裁判所の許可を得て対応することができるとなっているが、遺体の引き取りまでは明確にされていない。この解釈については、今後の動向に注目したい。



### ③ 葬儀の執行と葬儀費用の支払

葬儀についても後見人は執行行う必要はないが、やはり後見人が行わなければならない場合がある。民法の応急処分義務(民874条・民654条)又は事務管理(民697条)ということで遂行するが、必要最低限の葬儀にしている場合が多数だと思われる。葬儀費用に

ついては、喪主説、相続財産説等その地方の慣習等によって異なっているところであり、後見人としては本人財産からの支払については配慮が必要である。

ところで、民法の一般の先取特権の規定306条に「葬式費用」は債務者の財産について先取特権を有するとの規定がある。相続財産から優先的に支払を受けることが示された規定であることから、相続財産説というのが理解しやすい考え方はないかと思う。また、旧来の家を継ぐという考え方が薄れた今の時代において、その家で葬儀費用を賄うという考え方が一般的とは言い難く、昨今では人生の最終時の儀式においては被相続人の財産(相続財産)から支払をしたいという本人の意思を推察することが一般的ではないかと考えるものである。よって、本来ならば相続人が葬儀をし、葬儀費用は相続人が管理する相続財産から支払をするというのが通例であることから、後見人としては相続人に葬儀を執行行つて頂くよう説明すべきであろう。

なお、家庭裁判所の見解としては、やむを得ず後見人が葬儀を執行行つた場合は、葬儀を執行行ふことは後見人の義務とは言えないので、応急処分義務とは言えず、事務管理の可能性があり、葬儀費用については後見人が立て替える場合が考えられるとしている。(別冊判例タイムズ36 後見の実務)

現実には、病院・施設にいる本人の容態が急変した場合、後見人に連絡があることが少なからずある。そのため、相続人に連絡をし、引き渡したり相続人全員が了解する状況で引き渡したりするが、相続人の協力が得られないとき、例えば、相続人が関わりたくないと言っているときや他の相続人と意見の対立がある場合で誰に対して引き渡しをすればいいのかわからない場合が問題となる。紛争が落ち着くまでは後見人であった者が継続管理せざるをえない場合もあるが他の相続人と意見の対立がある場合には権限なく継続管理すること自体に対して、疑いを向けられて相続人との関係が余計悪くなることも考えられることから、民法918条第2項に定める相続財産人の選任を家庭裁判所に求めて対応することも検討の余地がある。また、遺産分割協議が必要である状況においては、相続人に遺産分割調停を申し立ててもらい審判前の保全処分として相続財産管理人を選任してもらうことを検討することも考えられる。なお、引き渡す財産が預金通帳だけの場合は、本人死亡届を済ませることによって、相続人の一人に引き渡し、他の相続人にはその旨を通知すれば引き渡しは完了すると考えられる。

なお、家庭裁判所が現実的な対応として示しているところでは、相続人全員に管理計算書を送付し、引渡しの日時場所を決めて出席してもらい、引継書と引換えに引渡しをすべきであり、相続人全員の合意により受領代表者を定める方法や審判前の保全処分としての相続財産管理人



場合によっては来てもらうよう連絡をするが、関係の薄い相続人であったり、遠方の相続人であれば緊急対応は望めないあつという間に容態が悪化し、死亡に至ることもあり、その後は先述した遺体の引き取りと葬儀会社への連絡により葬儀の執行の段取りをし、火葬まで執行行つていくことが少なくない。この場合に、葬儀費用は後見人が立て替えるということであれば、最終的には相続人若しくは相続財産管理人から立替費用として支払を受けることにはなるが、それなりの金額を自らが立て替えることとなり、後見人にかんがりの負担を強いることになる。

このような状況からか、②で紹介したとおり、要綱では家庭裁判所の許可を得て後見人が火葬又は埋葬に関する契約について対応することが検討されている。火葬又は埋葬に関する契約がどこまでが含まれるのかということや、対応するためには家庭裁判所の許可を得なければならぬ点もあつて、詳細については今後の動向に注目したい。



### ④ 預貯金通帳等の引渡し

本人が死亡すると、後見事務は終了するので後見人は相続人等に対して財産を引き

での対応や民法918条第2項による相続財産管理人の選任を求めて引継をする方法も検討して欲しい旨の見解が示されている。(別冊判例タイムズ36 後見の実務)

### ⑤ 最後に

以上のとおり、「後見人の義務ではないが事実上対応を余儀なくされていることとして、応急処分義務として急迫な事情があるか否かを検討する入院代の支払い、法的には整備がされていないことから緊急的に対応している遺体の引取り、民法上の事務管理の可能性を考慮すると対応を躊躇する葬儀の執行と葬儀費用の支払い等、親族間の交流の薄さから相続人への引継が必ずしもスムーズに出来ない状況が見受けられること等を紹介したが、このような問題から事実上後見業務の受け手がなくなる心配もされているところである。」今回、成年後見事務の円滑化を図るため、要綱が検討されていることは、今後の成年後見制度の発展につながるものとして注目していきたい。

なお、後見人としては各家庭裁判所との一層の連携が求められており、また、福祉・医療関係者、金融機関等、幅広い関係者との連携が不可欠であることは当然である。連携の必要性は、死後事務においても同様であり、後見人の実務に更なる期待がされるのではないだろうか。



平成27年10月1日(木)、幕張メッセ国際会議場コンベンションホールにて「『成年後見制度』から『意思決定支援制度』へ」認知症や障害のある人の自己決定権の実現を目指して」と題して日本弁護士連合会主催のシンポジウムが開催されました。

当日は、12時30分から18時までの長丁場にもかかわらず、会場枠約800席が終日ほぼ満席であり大盛況の様子でした。

運営も工夫されておりわかりやすい言葉で男女2名の弁護士による司会進行がなされ、会場も車いすの方々のための席が設けられたり、また聴覚障害者などへの配慮として各スピーカーに手話通訳、リアルタイム文字呈示システムが設けられていました。

シンポジウムは平山秀生日本弁護士連合会副会長の挨拶にはじまり、第1に明石徹之氏から「ありのままにあたり前に地域に生きて」と題する講演がなされました。明石徹之氏は現在、夢見ヶ崎動物公園に勤務する川崎市の公務員です。自身に知的障害と重い自閉症があるものの、地域に溶け込んであたり前に生活するさまを講演されていました。

続いて第2として井上雅人弁護士(大阪弁護士会)から「日本の意思決定支援の現状」についての報告がなされました。弁護士や司法書士現場での後見人支援の体験から、本人を知ることの大切さ、本人のために支援する必要性を伝えていただき、そして後見活動は「根気と誠意の積み重ねである」と大変重言葉で苦勞と覚悟を語られました。最後に、京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学准教授の成本迅氏から、認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発等についての説明がありました。

最後の第6部では、「意思決定支援のあり方」というテーマでパネルディスカッションが行われました。コーディネーターは弁護士の濱田宏氏、パネリストは社会福祉法人紫野の会理事・障害者支援施設かりいほ施設長の石川恒氏、全国「精神病」者集団運営委員の桐原尚之氏、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活推進室虐待防止専門官／障害福祉専門官の曾根直樹氏、前述の成本迅氏及び弁護士の佐々木育子氏の5名でパネルディスカッションが行われました。テーマは「代理決定のあり方と意思決定支援」「どのような支援が適切か」「国や産官学連携の取り組み」「権利侵害への対応」など多岐に渡りました。やはり、当事者の声にきちんと耳を傾けるべきであり、本人を理解して信頼関係を築くことが支援への第一歩であるということは各パネラー共通しているように見受けられました。

長時間のシンポジウムであったにも関わらず、千葉県弁護士会副会長宮嶋康明氏による閉会の挨拶まで、参加者は熱心に聞き入り、最後は盛大な拍手でシンポジウムは幕を閉じました。(う・い)

などの専門職後見人のアンケートをもとに現状の「成年後見制度」が被後見人の自己決定権を十分に尊重する制度になっていないことが示されました。

第3に川島聡岡山理科大学総合情報学部社会情報学准教授から「障害者権利条約12条における自律と差別」と題して講演がなされ、尊厳と自律は何を意味し、両者はどのような関係にあるかといったことが解説されました。次いで休憩が入りこの休憩の間には弁護士1名がインストラクターとなり、会場参加者とともにストレッチを行うなどの余興も行われています。

第4に海外調査報告として松隈知栄子弁護士(愛知県弁護士会)からは「サウスオーストラリア州(オーストラリア)調査」、水島俊彦弁護士(東京弁護士会)からは「イギリス調査」についてそれぞれ報告がなされました。両調査とも、意思決定支援の先進モデルとして具体例を織り交ぜながらその現状を報告するものとなっていました。

第5部「国内における活動」では、日本における本人支援のさまざまな活動報告がなされました。まず、横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課長の山田洋氏から、「横浜市障害者



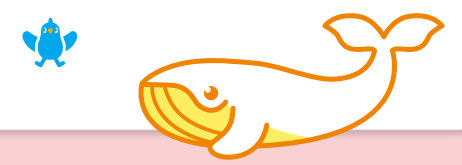
後見的支援制度」についての説明がありました。この制度は、親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築を目指して発足したものです。

その視点は、障害者本人を中心に据えた制度設計、親亡き後本人の生活をコーディネートする機能の中立性の確保、地域の方が参加する仕組み、本人の話を聞く人の必要性、の4つとなっています。具体的な活動は、定期的に訪問をして本人の話を聞き、本人の日常生活の見守りをすることです。また、同時に支援者ネットワークの構築もしていきます。山田氏は、その結果、当初想定していなかった本人へ意思決定支援ができるようになったと話していらっしやいました。続いて、特定非営利法人PACガディーアンス理事長の名川勝氏から、コミュニティフレンドについての説明がありました。コミュニティフレンドとは、「一言でいうと「まちの中の人たち」です。本人の出会いを広げるお手伝いさんです。コミュニティフレンドは、月に1回程度本人に会いに行きます。何か目的をもっているわけではなく、ただ本人に会いに行くのです。本人が社会との接点を持ち、彩のある人生づくりのお手伝い役、それがコミュニティフレンドの存在です。また、大阪市民後見人の西永洋子氏は、



それぞれ企画・編集を担当しており、出版委員会は関与していません。

月刊誌に掲載中の連載記事については、毎回、各支部の支部長に対して執筆者の推薦依頼をお願いすることで、全国組織であるリーガルサポートの利点を活かし、多種多様な体験と貴重な意見を幅広く紹介することができるよう心がけています。



## 出版委員会

委員長 吉田 崇子

出版委員会は、今年度、担当常任理事1名及び委員6名の7名体制で、およそ1カ月に1回の会議とメーリングリストにおける意見交換等により継続的な活動を行っています。また、出版物の企画内容に応じて、執筆者又は当該専門知識・実務に長けた会員を参集し、委員と協同で編集・監修作業を進めることもあります。

主な活動内容としては、成年後見制度の普及啓発ならびに成年後見人の養成・供給等を目的とした成年後見分野に関する出版物(書籍や各種月刊誌等掲載記事)について、出版社との企画の打合せ、執筆者選定のための情報収集及び執筆依頼、出版物の編集・監修作業、既刊出版物の改訂作業があげられます(ただし「実践成年後見」については実践成年後見企画委員会が、本誌(リーガルサポートプレス)は広報委員会が、

リーガルサポートの  
委員会を  
紹介します!



### 相談内容

### 後見人の任務はいつまで続くのでしょうか？ その交代、終了は？

後見人の任務は長期にわたることが予想されます。被後見人よりも先に後見人が亡くなってしまうことや病気等で後見人を続けられなくなってしまうこともあるかもしれません。このような場合にどうなるのか知っておく必要がありますし、あわせて後見人の交代方法や任務が終了した場合などについても知っておきましょう。



60歳代後半  
佐藤 太郎さん(以下:相)

リーガルサポート広報委員  
司法書士 宇田川 茂さん(以下:回)

- 相 父の遺産分割の際、病院に長期入院している兄のため後見人が必要だということで後見制度を利用しました。当初の目的であった遺産分割は終了し、現在、兄の後見人となって5年ほど経過しています。後見監督人は就いておらず今まで家庭裁判所に相談しながら何とか兄の後見人を続けてきましたが、私ももう年ですいつまで続けていけるのか不安です。いつまで続けなければならないのでしょうか？
- 回 そうですね、被後見人が亡くなったとき、被後見人の能力が回復して後見開始の審判が取り消されたときなど、被後見人に後見が不要な状態となったときは、後見が終了します。また、後見人が亡くなったとき、後見人が辞任したときなど、被後見人に後見は必要ですが、後見人側に後見人を継続できない事情が生じたときも、後見は終了します。ですので、これらの事情がない限り、お兄さんの後見人を続けていく必要があることになります。
- 相 ということは兄が回復したり、亡くなったり、私が死亡したり、辞任などしない限り、私がこれからも兄の後見人を続けなければなりませんね。
- 回 そういことになります。ご自身の健康的な問題で後見事務の継続に不安があり、お兄さんの後見人を辞めたいということであれば、家庭裁判所に後見人の辞任許可を求めるとともに、後任の後見人の選任を求めする必要があります。
- 相 辞めるにあたっては家庭裁判所の許可が必要となるのですね。

- 回 そうです。後見人は、「正当な事由」があれば、家庭裁判所の「許可」をもらって辞任することができますとされています。「正当な事由」には、例えば高齢や病気、遠隔地に転居するなどが考えられます。
- 相 わかりました。もし私が辞めた場合、兄の後見人は誰が決めるのですか。
- 回 家庭裁判所がお兄さんの生活、財産状況など総合的な判断をした上で、後任の後見人を選任することとなります。あなたが家庭裁判所に後任の後見人選任を求めるとき、候補者がいればそのことを伝えることは可能ですが、必ずしもその候補者が後任の後見人になるとは限りません。後見人を誰にするかの決定権は、家庭裁判所にあるからです。
- 相 後見開始の申立てのときと同じなんですね。では、その後見人に兄の通帳とかを引き継げば良いのですか。
- 回 そうです。後任の後見人選任の審判がされたらこの後見人がお兄さんの後見事務を行うこととなります。あなたは、辞任許可がされてから2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を明らかにして、後任の後見人にお兄さんの財産を引き継がなければなりません。
- 相 良くわかりました。実は、今すぐ後見人を辞めることまでは考えていません。後任の後見人への報酬の問題もあり私が元気な限りは兄の面倒は私でと思っていますので、私自身がもうできないなと思ったときに辞めるつもりです。

- 相 そこで心配なのは突然、私が病気になって長期の入院をしたり死亡したりした場合です。これらの場合、兄の後見人が突然いなくなってしまう兄の病院代の支払いなどもできなくなって困ってしまいます。これらの場合、兄の後見人はどうになってしまうのでしょうか？
- 回 親族、その他の利害関係人など関係者から後任の後見人選任の申立てが認められていますので、これを利用しこれらの人が家庭裁判所に後見人の選任の申立てをし、家庭裁判所が選任した後任の後見人がお兄さんの後見事務を行うこととなります。もし、この申立てをする適当な親族などがいなくても家庭裁判所の職権で新たな後見人を選任できることとなっていますので、これらの場合は、誰からでも良いので至急、家庭裁判所に後見人が入院した、もしくは亡くなったことを伝えその判断を仰ぐようにしていただくといいでしょう。なお、後任の後見人が選任されるまでには時間がかかり空白期間が生じてしまいますので、一時的に後見事務が遅滞する可能性はあります。もし、この遅滞を避けたいといった事情、必要性があるのであれば、現時点でもう一人後見人を追加、または後見監督人を新たに選任していただくよう家庭裁判所に申立て又は上申し、これが認められることでこれを防ぐことができます。よくわかりました。私に何かあった場合に家庭裁判所に伝えられる人を作っておけば良いのですか。
- 相 ところで今から追加で後見人の選任申立てをすることができるのですが、今すぐではなく将来私が入院、又は亡くなった場合の後見人をあらかじめ指定するといったこと、つまり任意後見契約のようなことはできないのですか？
- 回 これはできないと考えてください。そもそも条件付きで後見人選任の申立てをすることは認められませんし、法定後見制度では後見人の選任は家庭裁判所の権限となっているからです。行うとしても家庭裁判所に報告等の際に申書等で、その思いを表現するくらいでしょう。
- 相 よくわかりました。ところで、もし医療が進歩して兄が完全に回復した場合は、どうすれば良いのでしょうか？

- 回 お兄さんの判断能力が完全に回復し後見制度の利用が不要となったのであればその取消しを家庭裁判所に求めていただくこととなります。また、管理していた財産の収支を計算し、その現状を明らかにして、お兄さんに引き継がなければなりません。
- 相 わかりました。ところで、兄が先に亡くなった場合、後見は終了し後見人の任務も終了するということですが、この場合私は何をしなければなりませんか？
- 回 この場合、まず家庭裁判所にお兄さんが亡くなったことを報告し、その指示に従ってください。細かいところですが、後見終了の登記も法務局に申請しなければなりません。また、辞任などの場合と同じように亡くなった日から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を明らかにして、相続人に引き継がなければなりません。さらに相続人が事務を処理することができるようになるまで、必要な処分をしなければならない義務、いわゆる応急処分義務も負いますので、これにあたるようなことがあれば適切に行ってください。
- 相 そうしますと、だれが兄の最後の病院代を支払わなければならないのですか？
- 回 これはお兄さんの相続人ということになります。ちなみに後見人であった者がその預かっている財産から支払いをすることができるかは、難しい問題であり、特に相続人が最後の治療等に不満を持っていたりして払いたくないといった場合、債務超過であった場合などに問題となります。これが応急処分義務にあたるかは考えがたく基本的には後見人であった者が支払う義務まではないでしょうからこういった場合は相続人に委ねるのが賢明だと思います。なお、これら被後見人死亡後の事務の範囲については、改正の議論がされているところですので、本号の特集などを参照していただければ良いかと思えます。







# 編 集 後 記



先日、私が後見人に就任した方の施設入所手続きをして  
いた際、経理の方から「お聞きしづらいことですが、先生  
に何かあった時はどうすればよいでしょうか?」と質問を  
受けました。こうした疑問に触れたのは初めてのことで  
正直、戸惑いましたが、考えたら当然のご心配ですよね。  
そこで後見制度を改めてご説明し、定期的に裁判所に報  
告していること、その為裁判所は銀行口座番号を含め本  
人の財産を把握していること、後見人に万一のことが  
あった場合は別の後見人を選任して事務が継続できる  
仕組みにもなっていることをお話しました。そして後見人に

連絡がとれない場合は、所属団体であるリーガルサポー  
トや管轄裁判所に相談して頂けるよう連絡先をご案内  
すると、施設の方も安心してくださったようでした。

今号では被後見人が亡くなった際の特集でこちらも  
デリケートで難しい問題ですが、後見人に万一のことが  
あって事務がストップした場合は、関係者の方々のみならず被後見人ご本人にまで混乱とご負担を与えてしま  
うでしょう。後見人として健康に留意し、また自分自身に何  
かあった時のことも想定して事務を常に整理しておかな  
ければ、と感じました。(つ)

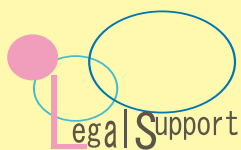
## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります 各支部名で検索! リーガルサポート ○○支部 検索

- 札幌支部 011-280-7078 **HP**
- 函館支部 0138-27-2345 **HP**
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 **HP**
- 神奈川支部 045-640-4345 **HP**
- 埼玉支部 048-845-8551 **HP**
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 **HP**
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 **HP**
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 **HP**
- ながの支部 026-232-7492 **HP**
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 **HP**
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 **HP**
- 京都支部 075-255-2578 **HP**
- 兵庫支部 078-341-8686 **HP**
- 奈良支部 0742-22-6707 **HP**
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 **HP**
- 岡山支部 086-226-0470 **HP**
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 **HP**
- 徳島支部 088-622-1865 **HP**
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 **HP**
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 **HP**
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

